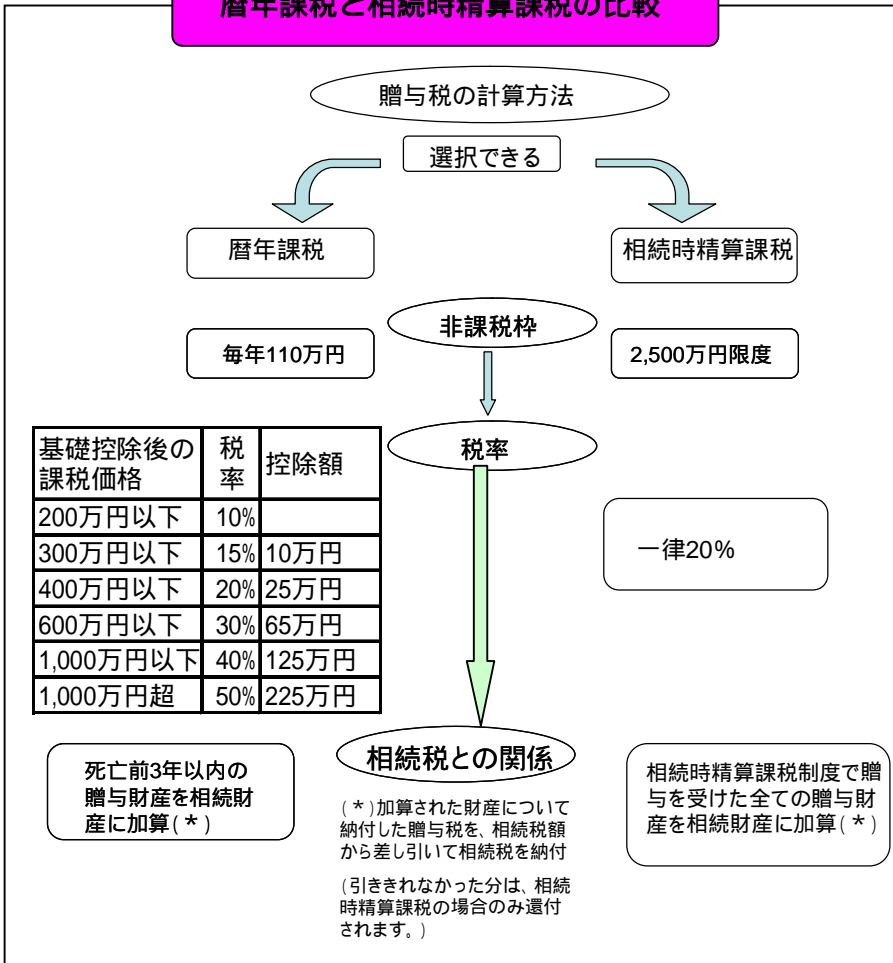


# 相続時精算課税制度選択のポイント

平成15年からスタートした、贈与税・相続税についての新制度、『相続時精算課税』。今までの贈与税計算(=暦年課税)との選択制になりますが、【選択制】といわれても『今までとどこが違うのか?』、『どちらが得なのか?』、これはなかなか分かりづらいものです。

今回はこの相続時精算課税制度について、選択のポイントをご説明させていただきます。

## 暦年課税と相続時精算課税の比較



## 相続時精算課税制度のポイント

相続時精算課税を選択できるのは、65歳以上(\*)の親が、20歳以上(\*)の子(子が死亡している場合は孫)に贈与をした場合です。(\*)贈与年の1月1日時点での年齢

住宅取得のための資金を贈与する場合で一定の要件を満たすときは、贈与者が65歳未満でも相続時精算課税制度を選択することができ、非課税枠は3,500万円になります。

相続時精算課税を選択すると、その後暦年課税を選択することはできません。

贈与時点の価額で相続財産に加算されるため、値上がりが見込める財産は、相続時精算課税を使えば低い価額で相続財産に加算することができます。

贈与時点の価額で相続財産に加算されるため、値下がりの見込まれる財産は、相続時精算課税を使うと値下がり前の高い価額で相続財産に加算されてしまいます。

相続税がかかる程の財産がない場合は、非課税枠の大きい相続時精算課税を選択した方が有利になる可能性が高く、相続税がかかる財産をお持ちの場合は、相続財産に贈与財産が加算されて相続税が計算されるため、不利になることも十分に考えられます。

## 暦年課税制度のポイント

1年間110万円の非課税枠をうまく使えば、贈与税はかかりません。

贈与は、〔あげる人〕と〔もらう人〕が納得してはじめて成立するものです。子供に内緒で子供名義の預貯金を作っても、贈与と認められないことがありますので注意が必要です。

婚姻期間が20年以上の配偶者に自宅を贈与しても、2,000万円までなら贈与税はかかりません。